

令和7年度スポーツ教室開催事業等 開催要綱

- 目的 市内の障害者等を対象に、市内障害者スポーツクラブ等と連携し、障害者スポーツの普及・振興及び競技力を高めることを目的として、各種障害者スポーツ教室等を開催する。
- 主催 川崎市障害者スポーツ協会、川崎市、市内障害者スポーツクラブ等
- 後援 公益財団法人川崎市身体障害者協会
- 内容 市内障害者スポーツクラブ等を対象に共催団体を募り、事務局が適当と認めた市内障害者スポーツクラブ等による障害者スポーツ教室等を開催する。
- 開催期間 令和7年4月～令和8年2月
- 会場 市内スポーツ施設等
- 募集团体数 6団体
- 申込条件 (1) 市内において障害者スポーツの活動を主たる事業としている団体（以下「団体」という）で下記の要件を満たすものとする。
①団体規約に従い運営がなされている団体であること。
②単一の職場（学校・施設）等に所属している者のみ及び単一の区に居住している者のみで団体が構成されていないこと。
③月に1回以上の障害者スポーツの活動を行っている団体であること。
④共催団体として決定後、報告書等の提出期限を必ず遵守できること。
(2) その他、事務局が認めた団体とする。
- 募集期間 令和7年4月7日（月）～令和7年10月10日（金）
※募集期間内に申込に必要な書類を事務局まで提出すること
※但し募集团体数（6団体）を満たした時点で締め切りとする
- 提出書類 企画提案書、団体規約、団体名簿、開催要綱（案）、企画書及び収支予算書、その他必要な書類
- 共催団体の決定 先着順にて企画提案内容（企画提案書等）を審査し決定する。
- 教室開催費用 概算払いにて支払う。
- その他
 - ・企画の提案は「令和7年度スポーツ教室開催事業等仕様書」に即した内容とすること。
 - ・企画の提案後に変更が生じた場合は該当する書類を修正し、再度提出すること。
 - ・各教室等の参加条件は各教室等の開催要綱に沿うものとするが、原則、市内在住・在学・在勤の障害者等とする。なお、各教室等の詳細な内容についても各教室等の開催要綱に沿うものとする。
 - ・日程等の変更が生じる場合は速やかに事務局まで申し出ること。なお、事後の変更は認めない。
 - ・教室等開催後（複数回開催する団体は各回ごとに）、1週間以内に所定の書式にて参加者数を報告すること。
 - ・全教室等開催後（全回数開催後）、速やかに事業報告書を提出すること。提出期限は全教室等終了後、1ヶ月以内とする（令和8年2月に教室等の開催がある場合は、提出期限を令和8年3月13日（金）とする）。
- 事務局 川崎市障害者スポーツ協会（公益財団法人川崎市身体障害者協会）
〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6 川崎市南部身体障害者福祉会館 3F
（電話）044-245-8041（FAX）044-246-6943 担当：金澤